

射用河 第 210 号
令和 元年 11 月 1 日

道路占用者 様

射水市都市整備部
道 路 課 長
用地・河川管理課長

道路占用物件の適正な維持管理について

このことについて、平成 30 年 9 月 30 日に施行された道路法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 6 号）により、道路占用者に対する占用物件の維持管理義務が明確化され、道路管理者に報告徴収、立入検査等の権限が新たに付与されました。

つきましては、道路占用者におかれましては、次のことについて留意していただき、道路占用物件の適切な維持管理にご協力をお願いします。

記

1 占用物件の維持管理義務について

- (1) 道路法において、道路占用者による占用物件の維持管理義務が明確にされました。
- (2) 占用物件が道路の構造や交通に支障を及ぼし、又はそのおそれがある場合には、維持管理義務違反に問われる可能性があります。
- (3) 各物件の管理等について定めた法令において定められた維持管理の基準を遵守していない場合にも、維持管理義務に問われる可能性があります。
- (4) 道路管理者から、道路占用者に対して、占用物件の維持管理の状況等について報告を求める可能性があります。また、道路管理者が道路占用者の事務所等に立ち入り、書類等の検査を行う可能性があります。
- (5) 道路管理者から、道路占用者に対して、占用物件の修繕等を命じる可能性があります。

2 占用物件の許可条件の一部変更及び追加について

占用物件の維持管理の適正化を図るため、占用許可条件を物件の種別に応じて次のとおり一部変更及び追加します。

- (1) 道路利用者や第三者への重大事故を未然に防止する観点から、その損傷により特に道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある占有物件については、占有許可後、5年が経過する時期を基本として、道路管理者による占有物件の安全確認のため、占有物件の現状について、道路管理者あて書面（別紙）等により報告すること。

＜対象物件＞ 電柱、電線、地下管路及びこれら物件と一体となって機能する占有物件並びに跨道橋を基本とする。

- (2) 気象予報等の情報から、強風等の気象現象によって生じる災害の発生が予測される場合には、占有物件が落下、倒壊等することのないよう事前に必要な対策を講じること。

＜対象物件＞ 工事用板囲、足場など倒壊、落下等に対する事前対策が必要であると認められる占有物件

- (3) 占有物件を添加している道路区域外の柱類について、道路の構造若しくは交通に支障を及ぼし、又はそのおそれがないように、当該柱類の腐食、劣化、損傷等を防止するために必要な対策を講じるなど適切に維持管理をすること。

＜対象物件＞ 道路区域外の土地に設置された柱類に添加される突出看板等

事務担当：用地・河川管理課 管理係

TEL 0766-51-6681

FAX 0766-51-6694